

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活 支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける子育て世帯の支援のため、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」が支給されます。

ひとり親世帯分 対象者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金給付等を受給しており、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準と なっている方。

申請

①に該当する方

町から5月15日に案内を送付し、申請無しで5月31日に支給しました。

②③に該当する方

令和6年2月29日（木）までに必要書類を添えて申請してください。

必要書類

②に該当する方

▽本人確認書類

運転免許証・マイナンバーカード等

▽振込先口座がわかる書類

預金通帳・キャッシュカード等

▽年金金額がわかる書類（令和3年1月から12月分）

公的年金振込通知書等

▽課税証明書

令和4年度（令和3年分）

※扶養義務者（同居の父母、祖父母、兄弟姉妹等）がいる場合、全員分必要です。

▽戸籍謄本（申請者と対象児童分）

※国の児童扶養手当が認定されている方は不要

③に該当する方

▽本人確認書類

運転免許証・マイナンバーカード等

▽振込先口座がわかるもの

預金通帳・キャッシュカード

▽令和5年1月以降（新規に児童扶養手当の受給資格者となった場合は、その翌月分以降）の任意の1月の収入がわかる書類

給与明細書、年金振込通知書、帳簿（事業主の方）、不動産収入が確認できる書類等

※扶養義務者（同居の父母、祖父母、兄弟姉妹等）がいる場合、全員分必要です。

▽戸籍謄本（申請者と対象児童分）

※国の児童扶養手当が認定されている方は不要

る方は不要
支給額
児童1人当たり一律5万円

申請窓口および問合せ先
こども課

☎94-1222（直通）

※厚生労働省・愛知県ホームページも参照ください。

特別障害者手当等現況届 特別児童扶養手当所得状況届 愛知県在宅重度障害者手当所得状況届の提出

受給者の方は、毎年1回現況届・所得状況届の提出が必要になります。

提出がない場合、8月以降の手当が受けられなくなりますので、期間内に必ず提出してください。必要書類は郵送します。

提出書類

▽特別障害者手当・障害児福祉手当

① 現況届 ② 年金振込通知書（ハガキ） ③ 令和4年中の年金の金額が確認できる通帳

▽特別児童扶養手当

① 所得状況届 ② 特別児童扶養手当証書

▽愛知県在宅重度障害者手当

所得状況届

※令和5年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和5年1月1日現在お住まいの住所地で「令和5年度（令和4年分）課税証明書」を取得の上、提出してください。

提出期間

▽特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

8月10日（木）から9月11日（月）

▽愛知県在宅重度障害者手当

8月1日（火）から31日（木）

※各手当とも所得制限があります。問合せおよび提出先 ほぼえみプラザ

1階 長寿ふくし課 ☎94-00051

児童扶養手当等の現況届をお忘れなく！

8月は、児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当の支給を受けている方が、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するため、現況届等を提出していただく時期です。

7月末に、ごとも課から送付された必要書類を、必ず期限内に提出してください。

児童扶養手当の支給開始から5年経過等に該当する方は、現況届と併せて一部支給停止適用除外届出書(緑色の様式) および関係書類をお持ちください。なお、該当者へは送付済です。

提出書類

▽児童扶養手当

- ① 現況届
 - ② 児童扶養手当証書
 - ③ 養育費に関する申告書など
- ▽愛知県遺児手当
所得状況届など

※令和5年1月2日以降、大口町へ転入された方は、令和5年1月1日現在お住まいの住所にて、「令和5年度(令和4年分)課税証明書」を取得の上、提出してください。

▽大口町児童扶養手当

現況届など
提出期間

▽児童扶養手当・愛知県遺児手当

大口町児童扶養手当

8月1日(火) から31日(木)

問合せおよび提出先

ほほえみプラザ1階

ごとも課 ☎94-1222

令和5年度 「二十歳の集い」実行委員の募集

今年度20歳を迎えられる皆さん、大切な節目のイベントの企画や運営に関わってみませんか。生涯学習課では現在、実行委員を募集しています。お友だちも誘って、ぜひお申し込みください。

対象 平成15年4月2日から16年4月1日までに生まれた方

募集人員 10名程度

活動期間 秋頃から式典当日まで

月1回程度打合せを開催

※活動日は実行委員の皆さんの都合に合わせて決めます。



▽令和6年1月5日(金) 会場準備

▽1月6日(土) リハーサル

▽1月7日(日) 式典当日

成人年齢引き下げについて

民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げとなりましたが、これまで通り20歳の方を対象に実施いたします。

申込みおよび問合せ先

生涯学習課(中央公民館2階)

☎95-3155

大口町元気なまちづくり事業

第25回

大口猫の会 譲渡会



大口猫の会は町内の野良猫の繁殖制限手術をおこない、不幸な命を減らす活動をしています。また、町内の方が保護した猫の家族探しに協力しています。猫を家族に迎えたい方、猫のことでお悩みの方、猫が好きな方、お気軽にお立ち寄りください。

日時 8月27日(日)

午後1時から3時

場所 OLIVE BALLET CLASS

(オリーブ バレエ クラス)

大口町余野三丁目212番地1

近くに駐車場を用意しています。

主催および問合せ先

大口町まちづくり団体

大口猫の会 ☎090-3830-9775

